

## 令和元年度完成工事アンケート調査【静岡県発注工事】

### Q 1. 入札前における問題点・要望点・提案事項

(設計計算、積算、質問事項、入札条件、見積り条件、施工条件、配置技術者等)

#### ・発生した問題点

1. 設計書、図面、施工条件不明示等、当初設計に誤りが多く感じます。また地元関係機関の都合、隣接工事状況を把握してから発注するようお願いしたい。(全 般)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注にあたっては、現場状況を把握したうえで、施工へ制約を与える条件がある場合には「施工条件明示事項」へ正確に明示するよう、周知していきます。

また契約後は、設計図書の照査により着手時点における疑義を明らかにし、必要に応じて「工事監理連絡会」を開催する等、受発注者双方で施工の円滑化を図るようご協力願います。

2. 発注される工事において、入札前の質問期間を設けていますが、積算上質問をしても良好な回答が得られません。「設計書の数量で積算すること。」とした回答となることが大半です。工事落札後、設計照査及び協議簿を作成することとなるので、余分な書類作成が発生します。違算等が確認された場合の質問に対しては、その都度変更対応して頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

設計書に違算等がないよう注意喚起していきます。なお、入札公告期間に設計図書の変更を行った場合、軽微な変更以外はすべて、入札手続きを中止しています。

3. 材料等の購入品の積算で見積りとある物品があるときは、見積りを依頼した業者等の公表をお願いしたい。工事費歩掛等の見積りは公表されています。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

見積りによる歩掛については、積算基準の「見積参考資料」により公表していますが、取引先を指定することにつながるため、見積り依頼先の記

載はしていません。資材等の見積単価においても見積依頼先の公表はしていません。なお、見積単価は、「建設資材等見積徴収に関する取扱い」に基づき決定しています。

4. 護岸工事法面均しコンクリートが無筋コンクリート打設歩掛では合いません。5 cm厚なので数量が少なく人件費が掛り過ぎるため見直しをして頂きたい。  
(静岡土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

施工合理化調査等の実態調査により、積算基準と実態が乖離しないよう毎年、標準歩掛の改定を行っています。今後とも、実態調査へのご協力をお願いします。

5. 残土処分の数量は設計では地山土量となっておりますが、実際の受取はほぐし土量です。ほぐし土量での積算計上をお願いしたい。(中西部全般)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注にあたっては、現場状況を確認の上、実態にあった設計積算を行うよう周知を図ります。

6. 砂防工事において、埋戻し、盛土が発生するときは仮置場を確保して頂きたい。また積込み運搬が発生するときは設計計上をお願いしたい。

(浜松土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注にあたっては、現場状況を確認の上、仮置・積込等、条件にあった設計積算を行うよう周知を図ります。

・以前よりの改善点

1. 河川工事にD I D地区の補正があり良かったです。(熱海土木事務所)
2. 主任技術者の配置が開札日から20日目からとなっており柔軟に対応できました。(沼津土木事務所)
3. 積算資料の中で、準備期間・不稼働日・後片付け期間等を明記して頂いたおかげで、積算段階で発注者側の意図を理解することができ、工程管理の助けになりました。(沼津土木事務所)

Q 2. 着手前における問題点・要望点・提案事項

(当初図面、設計精度、設計照査、地元説明、

支障物件、事前調査、関係機関との調整等)

・発生した問題点

1. 判明している支障物件は、工事発注前に関係機関との調整及び調査を実施しておいて頂きたい。特に電柱の移設は時間を要するのでお願いしたい。

(全 般)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注にあたっては、支障物件等を調査し事前に関係機関と調整した上で発注し、やむを得ない理由により調整中で発注する場合には「施工条件明示事項」にその旨記載して発注するよう、再度周知していきます。

なお移設の決定にあたっては、施工の支障とならない位置の選択や、移転日を決定する必要がありますので、調整に御協力いただくようお願いいたします。

2. 現場に対応した重機選定がされていません。(隣接道路に対し重機が大きすぎる等)。現場に適した積算をお願いしたい。(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

標準歩掛は、あくまでも標準的な施工を想定したものであり、実際の施工における工法や機械を規定するものではありません。ただし、歩掛の適用範囲外となることがないように、工事の発注にあたっては、現地や設計図面を確認のうえ発注するよう再度周知を図ります。契約後に判明した場合は、設計変更等の円滑化を図るため、速やかに発注者へ協議するようご協力願います。

3. 設計図書で間違いを指摘し指示願いたいと記載しても改めて協議して下さいと言われます。設計図書が間違っているので訂正し指示・変更して頂きたい。同じような内容、資料で協議書を作らなくてはなりません。もしくは設計照査を協議扱いにして頂きたい。(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

設計照査の内容をもって、変更対象の可否や変更設計の内容に関して判断可能であれば、これに対する発注者の回答により協議が完結するため、別途協議書を作成、提出する必要はありません。その旨、周知します。

4. 災害査定工事のためか、被災区間のみが工事区間として設定され、その区間を外れた擦り付け等が考慮されておらず、またその変更が認められませんでした。実施工に見合った変更をお願いしたい。（沼津土木事務所）

（回答：建設技術企画課）

設計変更ガイドラインに基づき、適切な設計変更を行うよう周知徹底を図ります。

5. 軽量盛土工において、施工現場箇所ごとの水位ではなく、付近一帯の水位により設計されていたため、設計照査やその後の再設計に時間を要してしまい、工程が遅れてしまいました。施工に則した当初設計をして頂きたい。（沼津土木事務所）

（回答：建設技術企画課）

設計に問題点がないことを確認したうえで工事を発注するよう周知するとともに、設計成果品に不備が生じないように、設計時のチェックや設計業者への指導にも努めていきます。

6. 工事監理連絡会での打合せにより図面の変更が生じ、変更を受注者側が行う事となりました。受注者では困難な部分もある為、図面の変更はコンサルタント側をお願いするか、付加的業務として頂きたい。

（下田土木事務所）

（回答：建設技術企画課）

「設計変更ガイドライン」より、現地と設計内容の違いについて確認できる資料等、設計照査に必要となる資料の作成は受注者の責務となります。ただし、その他の設計変更に関わる資料作成を行う場合は、受注者の付加的業務として設計変更の対象となるため、受発注者間で事前に合意したうえで対応する形となります。

7. D I D区間での耐震補強工事でしたが、D I D区間での積算計上ではなかったため設計照査にて確認しましたが、前年と同一箇所での工事という理由で変更対象となりませんでした。改善をお願いしたい。

（島田土木事務所）

（回答：建設技術企画課）

工事の発注にあたっては、地域条件にあった設計積算を行うよう再度説明会等で周知を図ります。なお入札公告の時点でお気付きの点があった場合は、質問等により発注機関に確認してください。

・以前よりの改善点

1. 設計コンサルタント会社と直接打合せを行い図面修正を行うことができま  
した。  
(熱海土木事務所)
2. 設計照査時の発注者からのコメントが明確でした。今後もお願いしたい。  
(沼津土木事務所)
3. 早期回答が必要な事案に対しては迅速に対応して頂きました。  
(沼津土木事務所)
4. 良否は別として、今回は設計会社と直接打ち合わせを行うことができ、ス  
ピードアップにつながりました。今後このような対応をお願いしたい。  
(沼津土木事務所)
5. 概ね施工する時期には変更図面ができており、対応が早く助かりました。  
(下田土木事務所)

Q3. 施工中における問題点・要望点・提案事項

(現場推進会議、技術・工法、工事一時中止、協議・指示等)

・発生した問題点

1. ASP運用について、担当の決裁は下りていましたが、主任監督員と総括  
監督員の決裁は検査数日前にまとめて決裁が下りた状況でした。決済スピ  
ードの向上をお願いしたい。  
(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

- ・情報共有システムの利用の有無に関わらず、対応が滞らないようにしてい  
きます。
- ・紙決裁と違い、情報共有システムでは決裁がどの段階であるか見えるた  
め、担当監督員等に決裁状況を確認するようにしてください。

2. 災害の緊急対応でしたが、後日契約後に完成書類チェックリストなどの書  
類は、全て提出するように求められました。災害時などの書類に関しては  
簡素化して頂きたい。  
(沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

完成書類のチェックリストは、提出書類に不要なものを提出することが

ないように作成されたものです。小規模工事や少額工事については、省略できるものが、記載されていますので活用ください。

3. 情報共有システムを利用した完成検査体制が整っていないと感じます。監督員や検査監も慣れておらず、結局は紙ベースの検査になってしまいました。  
(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

情報共有システムを使用した場合における具体的な検査の対応方法について9月30日に文書で通知しました。(県 Web サイトに掲載)

基本的に、電子媒体での電子納品と同じ検査対応となります。

4. 工期の大半を材料製作に費やし、気象条件(干潮時、波・風がない日)に適合した施工日を、少ない工事期間の中で作るのは大変でした。また冬季は夜間の潮待ち作業を行うなど、特有の気象条件のある工事や、材料の生産に日数を要する工事については、工期設定に余裕を持つようお願いしたい。  
(下田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

静岡県では工期設定支援システムを平成30年度に試行導入し、令和元年度からは本格導入しており、実働日数や不稼働日を考慮した工期設定を行っているところですが、現場条件を確認した上で適正な工期設定を行うよう周知徹底に努めます。

5. 質疑回答が発注者とコンサルタントで違う場合があり、現場が混乱してしまいました。双方で打合せ等を行って整合させてから指示をお願いしたい。  
(静岡土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

判断が困難な場合は設計業者等にも確認を行ったうえで、最終的に発注者から指示を行うよう周知していきます。

6. 夜間施工期間中に急遽、別工区の舗装の施工を指示されました。工事測量、交通規制計画、施工計画、地元への説明等、昼夜での対応となり、大変苦労しました。舗装は夜間施工が多く、施工期間中は昼間の対応が難しいため、施工範囲は施工前に確実に決めて頂きたい。(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、現地の確認や関係者との調整したうえで発注

し、やむを得ない理由により調整中で発注する場合は施工条件明示事項に記載して発注するよう、周知を図っていきます。

・以前よりの改善点

1. 問題点について相談をしたときに、すぐに現場を発注者・受注者で確認し、責任を押し付けることなく今後の方針についてアドバイス及び、判断を迅速に行って頂きました。(沼津土木事務所)
2. 伐採材の処分費が設計数量より大幅に上回ってしまいましたが、受注者側より処分方法の提案をしたところ、迅速に対応して頂き設計変更もうまく行うことができました。(沼津土木事務所)
3. コンクリート打継面処理剤の使用について以前は認められていませんでしたが、協議により提案内容を承諾して頂きました。(沼津土木事務所)
4. その都度、変更概算金額入りの指示書をもらうことで安心して作業を進められました。(下田土木事務所)
5. 切土勾配を斜面崩壊により検討し直す必要が生じましたが、監督員に迅速に対応して頂き早期対応できました。(袋井土木事務所)

Q 4. 設計変更・契約の問題点・要望点・提案事項

(変更書類、付加的業務、変更協議、変更金額、変更見積、工期延期、単価合意 等)

・発生した問題点

1. 最終変更が施工完了しないと確定できない工種があり、施工前に数量を確定されてしまい、その後変更したくても変更してもらえない事がありました。もう少し余裕をもった変更をお願いしたい。  
(沼津土木事務所) (島田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

設計変更に際しては、設計図書の変更に伴って必要となる工期の変更についても適切に行う必要があることを改めて周知していきます。なお、監督員が速やかに変更手続きを行うことができるよう、変更資料の速やかな提出にご協力願います。

2. 災害復旧工事の為、変更制限があるらしく変更が不可能と言われ、協議に応じてもらえない工種がありました。柔軟な対応をお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

他の工事と同様、災害復旧工事においても「設計変更ガイドライン」に基づき適切に対応するよう周知を図っていきます。

3. 交通整理人の人数(設計書の施工歩掛で算出した施工日数×人数)しかみてもらえませんでした。実際には施工歩掛の面積を施工出来ない箇所も多く、安全に関わる事なので、交通規制図の計画人数を計上して頂きたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

交通誘導員の積算方法については、平成30年度より、交代要員の計上方法が率計上から必要人数を計上するよう変更されています。また、現場条件により計画人数での施工が困難なことが発覚した場合は、「設計変更ガイドライン」に基づき施工前に協議いただくようお願いします。

4. 変更金額が(3割、1千万円未満)とされており、実際は現場を良くするために、それ以上のことをやっていますが創意工夫や、受注者の企業努力として対応されてしまいます。柔軟な変更等の対応をお願いしたい。

(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

設計変更を行う場合は、「設計変更ガイドライン」に基づき施工前に協議いただくようお願いします。

5. 伐木の施工費について施工単価と設計単価の乖離があり単価の見直しや条件明示を記入して頂き、変更協議できるようお願いしたい。

(沼津土木事務所)(島田土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

工事の発注に当たっては、各現場状況を確認し、必要に応じて見積を活用するなど、適切な予定価格の算出に努めて参ります。また、現場と設計との間に相違があった場合には発注者に書面で協議するとともに、「設計変更ガイドライン」を活用し協議していただくようお願いします。

6. 設計図が現場と大幅に違い、着手するまでの設計照査と協議に時間を費やされ、設計図面の作成、修正を受注者が行うことになり、更に時間が費やされました。付加的業務の受発注者の役割を明確にして頂きたい。



(浜松土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

「設計変更ガイドライン」より、設計図書の照査で受注者が行う範囲は、現場地形図の作成、設計図との対比図、取合い図等、現地事実の確認の範囲になります。ただし、新たな比較設計や構造計算が伴うものはこれに含まれておらず、発注者の責による業務となります。

7. 発注者の要望工事（サービス）が多く、設計変更対象工事となりません。積算基準にない要望工事については国交省同様見積りにて対応をお願いしたい。  
(浜松土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

「設計変更ガイドライン」に基づき、当初設計にない工事を発注者側から指示する場合は、指示書に概算金額等を記載し設計変更の対象とするよう周知徹底を図ります。

8. 河床掘削において、当初図面は大まかな横断図面しかなく受注者による測量、図面作成（掘削土量算出）をしましたが、作成した横断図面に実施の掘削出来形線（赤線）を入れて（設計土量に対する実施土量）提出するように完成検査時に検査監に指示されました。出来形管理表（幅、基準高、法長）の管理で良いと担当者、総括監督官は了承してくれましたが、検査監は欲しいとの一点張りでした。誤差のレベルなので赤線を入れてもCAD上では、線が重なり意味の無いものになるが、今までも作成していませんでしたが、必要なものでしょうか。ご教示願います。(浜松土木事務所)

(回答：工事検査課)

工事の規模、掘削深、使用する機械などにより状況が変わりますので、具体的な工事をお示してください。

9. 災害査定工事では大きな設計内容変更が認められないことが多く、さらに河川の災害工事だったため、施工中の大雨による仮設工の被災（河川内工事用道路の流出）が発生しましたが、その費用も変更協議で認められませんでした。  
(沼津土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

設計変更ガイドラインに基づき、適切な設計変更を行うよう周知徹底を図ります。

10. ICT 施工希望型という事で受注しましたが、契約後の挨拶に伺ったところ、本工事においては、ICT は希望されても変更協議に応じられないと言われてしまいました。そうであれば、今後発注時点で希望型と明記しないでいただきたい。結果として、当現場は ICT 施工しましたが、協議による増工は認められず当社負担で施工しました。 (静岡土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

特記仕様書の適切な運用が行われるよう周知を図ります。

・以前よりの改善点

1. 変更資料を提出すると回答が早くなりました。 (沼津土木事務所)
2. 変更協議などは、こちらの見積書などをベースに調整して頂きました。 (沼津土木事務所)
3. 台風、降雨により当初工期での完成が困難になりましたが、協議により工期延長をして頂きました。 (沼津土木事務所)
4. 変更協議への対応が以前に比べて早くなりました。 (沼津土木事務所)
5. 仮設工において、実際の現場状況に応じた柔軟な設計変更等の対応をして頂きました。工期延長についても寛大な対応をして頂きました。 (沼津土木事務所)

Q5. その他

(工事検査、工事成績評定、書類の簡素化、ワンレスポンス、VE提案、監督員の対応、新型コロナの影響、CPDSの取得、週休2日制、マイレージ制度等)

・発生した問題点

1. 新型コロナの関係で県職員が在宅勤務となったが現場は止まらず進んでいて連絡や立会・打合せに支障をきたしました。 (富士土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

新型コロナへ感染症対策の対応として、遠隔臨場の試行導入や情報共有システムの適用拡大、工事検査の省略化等を取り組んでおります。在宅勤務の対応についても取組を進めておりますが、より改善できるよう検討を進めていきます。

2. 書類の簡素化については逆に増えていると思います。提出書類は確かに減りましたが、提示になったため説明資料の作成量は増えています。提出以外の提示書類が多くあり、確認せずに評価されてしまい努力が報われないように思います。もう少し評価して頂きたい。 (沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

工事検査課では、情報共有システムを用いて迅速かつ簡潔な書類のやり取りをお願いしています。このシステムの利用により検査前に書類の確認をし、適正な評価につなげています。

3. 完成図書チェックリストには共済証紙受払簿の写しとなっているので資料は提示書類として持参していましたが、提示ではなく提出書類であると言われ、次の検査時には提出書類に添付したところ、提示書類で良いと言われました。また、区画線の出来形検測では区画線を起点から終点まで(20m毎マーキング)をほぼ全数検測を行ったり、違う現場では全体の20～30%程度の検測を行ったりします。検査監の意見が毎回変わるのは困ります。統一して頂きたい。 (沼津土木事務所)

(回答：工事検査課)

静岡県建設工事検査技術基準に基づき検査は行われています。現場の状況によっては、決められた以上の確認をする必要があることもあります。

4. 情報共有システムについて、発注者指定で毎月使用料請求が発生するのはおかしいのではないのでしょうか。 (中西部地区全般)

(回答：建設技術企画課)

- ・情報共有システムの指定(推奨)の方法については、全国的な動向をみながら変更してまいります。
- ・使用料については、予定価格において共通仮設費率に計上されており、また発注資料の特記仕様書において事前に利用することを明示していることから、利用料を含んで応札するよう願います。

5. 工事打合せ簿はASPでの提出で改善されましたが、施工体制台帳は紙と電子、協議簿は紙での提出でした。すべてASPでの提出にして頂きたい。また、ASPにて完成図書を納品したが、担当者のパソコンでは閲覧できないとのことで、紙提出を求められました。発注者側の環境の充実化をお願いしたい。 (中西部地区全般)

(回答：建設技術企画課)

- ・監督員以外の決裁が必要な書類は、現在紙書類で対応しています。今後、工事関連の決裁について整理する予定であり、その中で、情報共有システムについても検討していきます。
- ・情報共有システムを使用した場合における具体的な検査の対応方法について9月30日に文書で通知しました。(県 Web サイトに掲載) 基本的に、電子媒体での電子納品と同じ検査対応となります。(再掲)

6. 新型コロナの影響により、CPDS 取得が困難で、20ユニットを確保する事が難しいので対応策はないでしょうか。 (全 般)

(回答：建設技術監理センター)

静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式(工事、建設関連業務)において、令和2年度については技術者の継続教育(CPDS、CPD)に係る講習会等の中止や延期がされ、推奨(目標)単位以上の取得が困難な状況を考慮し、令和3年度に限り評価期間を1年延長するよう運用の変更を行います。(過去2か年度のうち任意の1年間の取得単位としている期間を過去3か年度のうち任意の1年間の取得単位とする)

7. 工事成績評定項目「出来ばえ」についてC評価でした。コンクリート構造物工事の考査項目にそれ以上該当していると思っていたのですが、評定根拠が分かりにくい項目なので検査時に検査監の感想や寸評を聞かせて頂きたい。 (中部地区)

(回答：工事検査課)

出来映えについては、コンクリート標準示方書を中心に東北地方整備局が提示している「コンクリート構造物の品質確保の手引き」の表層目視評価などを参考にしながら評価をしています。

8. ICTマイレージ制度について これからICT施工に取り組む業者、ICT施工スキルの向上を考えている業者、お互いにメリットがあり良いシステムと考えます。監督員、検査監がICTマイレージ制度について認識していなかったもので、受注者側から説明をしなければなりませんでした。また発注者の履行確認が監督員の押印で済み、煩わしい手続きが無いのが助かります。 (浜松土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

静岡県ICT普及啓発活動推進制度実施要領 (ICTマイレージプログ

ラム) の制度と監督員の対応について、周知を図ります。

9. 工事成績採点において、施工体制一般の種別で建設業退職金共済制度の主旨説明と証紙の購入という対象項目がありますが、当現場は一部下請け業者が中退共・社内退職金制度が存在していることを理由に評価対象から外されてしまった。静岡県の見解としては、下請け業者が全業者建退共に加わっていないと評価対象にはならないということでしょうか。ご教示願います。  
(浜松土木事務所)

(回答：工事検査課)

建退共、中退共と社内退職金制度は全く別の趣旨で運営されています。

建退共は、中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度であり、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われるという仕組みとなっていて、労働者が次々と現場を移動し、事業主を変わっても、その先々の事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算できるようになっています。

また、中退共も中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度であり、法律に定められた社外積み立て型の退職金制度です。

建退共、中退共は、評価対象ですが、社内退職金制度は評価の対象になっていません。

・以前よりの改善点

1. 情報共有システムが対象ではありませんでしたが利用しました。書類作成(提出・完成)の負担が軽減しました。  
(富士土木事務所)
2. 情報共有化システムでデータを送り、修正がある場合は電話又はメールでのやり取りで行い、わざわざ出向くことなく時間の節約になりました。  
(熱海土木事務所)
3. 情報共有システムの取入れや、遠隔臨場についての特記などの採用を進めてもらうことで新型コロナへの対応や、業務の効率化を図ることが可能となりました。  
(沼津土木事務所)
3. 段階確認について、希望日時に実施して頂くことが多く、次工程への作業待ちがあまり発生しなかったため、大変助かりました。  
(沼津土木事務所)

4. 書類の簡素化について、静岡県情報共有システムを使用しての書類の提出の為、届けに行く手間が省けました。(下田土木事務所)

Q6. 要望したい情報提供について

(ICT施工、担い手確保、働き方改革、キャリアアップシステム 等)

1. ICT施工を実施したいが、現場条件により受注者の負担が大きい場合があります。担い手確保、働き方改革にICT施工は必要であり、現場を加味した発注方式にして頂きたい。(浜松土木事務所)

(回答：建設技術企画課)

静岡県ICT活用工事運用ガイドラインにおいて、ICT活用の各プロセスの対象範囲を選択できることとしていますので、現場条件に応じて対象範囲の選択を行うようお願いします。

設計データ作成等に関して、現場によっては、効率化の効果がみられない現場もまだ多くみられることから、今後の対応や改善の検討について、引き続き御協力をお願いします。